

# 天保く嘉永期の福井藩財政改革について

本川 幹 男

## はじめに

本稿は天保く嘉永期（一八三〇く五三三）における越前福井藩の財政改革を確認し、その特長と意義を明らかにすることを目的とする。

一般に福井藩は幕末期にすぐれた藩政改革を実施して成果をあげ、それを背景に維新変革に独自の役割を果たしたことで知られる。そして、その起点となったのは若年の藩主松平慶永を擁した革新的側近の中根雪江（七〇〇石、寄合席）等であり、かれらが危機的状況にあった財政改革を成功に導いたとされてきた。

しかしながら、財政改革に関しては具体的な実証的研究はほとんど実施されてこなかった。公開・公刊された史料が限られることから、長い間戦前に刊行の『福井県史 第二卷藩政時代』（福井県、一九二二年）の記述に頼るのが実状であった。戦後も一九七〇年代半ばまでは確かな実証なしに解釈や理論化が試みられていた。<sup>①</sup>

ところが一九七七年、新たな史料を駆使した伝記が発刊された。伴五十嗣郎氏著『中根雪江先生』<sup>②</sup>である。伴氏はそこで、中根等の慶永側近が天保く弘化（一八三〇く四七）期に財政改革を実施し、大きな成果を挙げたとしたが、注目すべきは松平家関係の史料を多用し、とりわけ中根が明治九年（一八七六）に脱稿した「奉答紀事」（松平文庫・福井県文書館保管）を積極的に利用したことである。しかも同史料は三年後に伴氏の解説を付して翻刻・出版され、新たな幕末史研究への期待が高まった。<sup>③</sup>

それらに加え更に多くの史料を用いて新たな視点を提起したのが高木不二氏による「越前藩天保・弘化改革試論」<sup>④</sup>である。氏は幕藩制国家の解体過程の中で福井藩がどのような歩みを辿り維新変革に関わったかを究明すべく、当該期の財政改革と改革派の出現に焦点をあてた。その結果、天保一四年の札所改革に加え、弘化三年（二八四六）一二月の新規銀札引替によって「財政再建と藩札の整

理を中心」とした施策が一定の成果を得たとした。併せて「藩主を中軸として家臣団の集権的再結集」がはかられ、「改革派」の立場から藩政が掌握されたとその意義を説明した。<sup>6)</sup>

ようやく幕末福井藩の出発点が明確になり維新への展望が可能になったのである。本稿もそれに刺激され、財政の問題を天保期から嘉永期にまで広げて検討を加え、幕末福井藩の起点をより明確にすることを目標としている。

### 一 松平慶永の襲封と藩財政

松平慶永は、三卿田安斉匡の八男に生まれた。天保九年(一八三八)九月四日、台命により一歳で越前松平家の養子となり、一〇月二日襲封して第一七代福井藩主となった。幼少の頃から聡明の声高く将来を期待されたという。なお、領知高は文政三年(一八二〇)に三三万石(込高を加え三三万七三九九石余)となつて、以後廢藩まで変わらなかった。

福井藩松平家は徳川將軍家との血縁と家門筆頭としての家格を誇つてきたが、時の進展とともに藩財政が悪化し、一九世紀に入ると莫大な借財に悩まされることになった。加えて天保期(一八三〇～四三)にはいわゆる天保飢饉が起り、財政は極度に逼迫し藩政は混乱した。

対して藩当局は早くから農民に過重の年貢を求め、また商品作物及びそれらの流通に課金し、更に家臣団への借米、領内あげての儉

約強制等で凌いできた。加えて銀札を発行して領内流通を藩銀札に限らせ正金不足を補つてきた。だがそれでも財政不足は増える一方で、そのため豪商・豪農層に対する御用金・調達金、幕府公金や三都をはじめとする各地大名貸からの借用金に頼り、それらも天保期には限界に達していた。慶永が襲封したのはこのような積年の財政危機の真最中、かつ天保飢饉という未曾有の災害直後だった。

当時、越前国内には丸岡・大野・勝山・鯖江の各藩領のほか、幕領や他国に本拠を置く所領が錯綜し、いずれも福井藩経済との結びつきを深め、これらの各領民も福井銀札を使用していた。したがって福井藩の財政と流通不安は他領民にも大きな影響を与えた。やがて天保一〇年、福井藩への公然とした批判が起こった。その声は幕府本保(越前市)役所から美濃高山郡代所を経て幕府勘定所に届き、丸岡藩からも幕府へ届けがあった。すると同年一二月六日、幕府老中水野忠邦から福井藩へ厳しい書付が下された。<sup>7)</sup>

福井藩が北陸街道や三国湊の諸産物出入りを自領・他領の区別なく統制し、加えて口銭を独善的に定めて利益を得、また藩発行銀札の両替が停滞し、他領民に損害を与えていると厳しく叱責する内容である。今後は陸路を含む諸産物運送に迷惑を与えず、口銭は据え置くこと、それに銀札相場で両替希望者に迷惑をかけないよう伝え、守れないなら嚴重の「沙汰」に及ぶとの警告であった。

幕府の指示に藩はあわてた。翌年に入ると早速それまで藩を取り仕切ってきた家老松平主馬を罷免<sup>8)</sup>し、一方、三国湊の三国与之祐<sup>9)</sup>を札所元締に任じて札所体制を強化し、同元締共に調達金を課すると

ともに、三月には領内町・在にも同様に調達金を命じた。<sup>10</sup>「公迎より御沙汰」があったから期限を四月二日までにとの性急さである。

ところが、更に大きな問題が起こった。同年八月二五・二六の両日、本保役所支配下村々の百姓たちが大勢で藩札所へ押しかけてきたのである。藩の銀札両替の停滞、それに三国湊の津留あるいは口銭値上げ等で年貢上納に必要な金納分の正金確保ができないと怒り、解決を求めるものだった。事前に用意された計画的な行動で、一部の百姓たちは高山郡代所へ向かい、更に江戸の幕府老中へ駕籠訴を行った。<sup>12</sup>

同年一二月、老中水野忠邦から再び叱責の書付が下った。今度は札所の両替停滞と共に、それ以前に藩が幕府へ届けた銀札額よりはるかに多額の銀札を発行しているとの情報をもとに過札停廃を迫り、かつ他藩・他領民からの両替に応じるよう求める内容である。

藩としては何ら弁解できなかった。翌一二年正月五日、札所元締共を呼んで幕府が指摘した過札問題を解決し「本保初御領主方江も御和融」を図りたいと告げ、そのための趣法を立てるので協力するよう伝えた。<sup>14</sup>その上で二月一三日には金一兩一〇五匁に固定すると触れ、とりあえずこのレートで札所両替の安定をはかった。

こうして改革のかたちを内外に示しつつ、四月五日、月番家老岡部左膳（長直）が新たな改革趣法を発表した。家中・領民に対してそれまでの調達銀等を中止し、今後一〇か年にわたる上納銀（一〇年日掛り趣法）と儉約締りを布達したのである。<sup>15</sup>

町・在分は四月二三日にまとめて新趣法実施の具体的な指示が出

され、今年分の新上納銀割当額が示された。計一四一三貫五〇〇匁（一兩一〇五匁なら約一万三四六二匁）、それを一〇年間継続するという。<sup>16</sup>城下町方では早速六月に割付が始まった。実は前年四月、藩は高額の調達金を城下に命じていた。そのときは町方全一組と町内地方に対し八〇五貫匁、町方在住札所元締一〇人へは別途二〇〇貫匁、計二八〇五貫匁という割当てだった。それが改まり今度は町方だけで二〇五貫匁余と札所元締八人へ四七貫匁、計二五二貫匁余ずつを以後一〇年間上納させるのである。<sup>17</sup>いずれにしても金額は莫大ながら、割付方に大きな差異がある。藩は定見を持たず恣意的に金額や調達対象の人数のみ増やして命じたらしい。それを今度は「御家中初被仰出候大法」だと称し、家中及び諸役人から領民一般に伝えるよう申し渡したのである。

ところで、この趣法の件では、先に発表があった四月五日の時点で、新たな人事があった。即ちその日、前年側用人となり上府中「御勝手御用取調掛り」を命じられていた天方孫八（四五〇石、寄合席）と、一か月前の三月一日に「御用人其儘御勝手掛り」となった中根雪江、それに四人の御奉行を新規に「御趣法掛り」に任じたことである。そして、こちらは前述の同月二三日のことだが、家老岡部から「御勝手掛り」中根へ書付が渡された。藩の緊縮策について、身分や資格をかさに不当な横やりを入れる者があるとし、今後すべて中根の「申達」で一貫させるようにとの趣旨である。中根に専権を付与して新趣法の遂行をはかったのである。

とはいえ一挙に調達金が集まるわけではない。このため各地から

再び不穩の聲が上がる心配があつた。そこで藩は一〇月一六日に家老柏木工（道孝）と本多筑後（成允）を「御札所掛り」に任じた。中根たちとは独立して思い切つた対策をとるよう期待したのである。<sup>19</sup>

本多たちは翌一三年春、御奉行を大坂へ遣わし、八月、同地の藩館入の豪商加嶋屋武兵衛などに資金保証を頼み、一挙に通用銀札の縮小策に出た。八月一日、札所の両替相場が不安定で迷惑をかけるとして、それまでの銀札を新札銀に交換すると領内に触れ、公領や近隣各藩へも通知したのである。ただし実情は仰天するもので、現在通用中の銀札を半額で新銀札に交換し、それにより幕府から咎められた過札を整理し両替も安定させるとの、銀札利用者の立場を無視した趣法である。<sup>20</sup>

当然ながら内外に大きな批判の聲が上がつた。中根雪江は「人民所持之銀札、不言して半減之苛法」と断じ、城下の札所元締で米問屋の山口彦三郎は「身上半分二相成申候、当家などハ別而銀札計の取扱にて殊の外迷惑仕候」と同家家譜で吐露している。<sup>21</sup>

幕府勘定所へも伝わり、やがて一二月、藩へ説明を求めてきた。過分の銀札発行やこの件での百姓一揆の可能性を問い、丸岡藩が自領三国湊滝谷出村から出す廻米への影響の有無なども返答せよなどとある。<sup>22</sup> 翌月二四日には再通達が届いた。新札発行は過札にあたる<sup>23</sup>と断じ、とにかく「新古二不拘銀札相場一様ニいたし国中平穩二不被取計候而者不相濟」とのいっそう厳しい内容である。<sup>23</sup>

## 二 苦難の財政改革

### 1、天保一四年、高山郡代との協議

天保一三年八月の新札趣法が幕府から白紙撤回に近い指示を受けたことで藩重役は狼狽した。翌一四年二月、札所奉行を高山郡代豊田藤之進（友直）のもとに派遣し、新札交換がすでに六割以上に達していることを前提に妥協策を探らせた。すると豊田は批判的ながら藩の窮状を解したようである。半年ほど後には必ず両替復古を実現すると約束するなら考えてみよう<sup>24</sup>と応じてくれたらしい。

ところで、藩は前年後半、藩主慶永が規定では帰国には未だ一年早いことを承知しつつ、幕府へ「国許締」等を理由に特別の帰国を願っていた。近年「札所一件等二而人氣一和不致」と藩内が不安定であることを挙げ、藩主慶永は若年ながら「国許政事向格別二心配被致候」と新藩主に期待したのである。<sup>25</sup> 幸いこの願いは間もなく許可された。

かくして慶永は翌一四年六月一日、国許福井城に初入りする。直前の四月二一日には前述の一〇年間の家中及び町在日掛り上納銀取り立て中止を発表した。<sup>26</sup> 「下々迎も連年之御頼銀二而困窮」だと述べ、慶永が若年ながら仁君であることを領民に示そうとしたのである。幸い五月晦日、幕府は全国大名たちの困窮をみて公金による馬喰町御用屋敷貸付金を半高棄捐、残る半高も無利息の年賦上納としていた。おかげで福井藩借用の約九万両の半分が返済不要となつた。慶永の国入りに花を添えたであろう。

慶永は入国翌日から家中への目見えや松平家ゆかりの神社仏閣参拝、領内各地の巡覧と精力的に動き、領民とも接し賢明の若殿ぶりを披露した。

さて、この間、城内では直面する札所問題をめぐる中根雪江たちの動きが進行していた。やがて八月一四日、札所掛りトップの家老狛木工と同本多筑後及び目付と御奉行、それに札所目付と同奉行の計六人がいずれも役職を免じられる。そして一七日、代わって御奉行見習の岡田金左衛門が札所目付兼、元近習の高島市郎右衛門が札所目付となり、用人兼勝手掛りの中根雪江が札所も担当し、札所を含む財政改革の総責任者に就いた。<sup>27)</sup>

同じ日の午後、早速藩は城下札所元締共を呼び出し、家老・側用人や札所掛り列席の前で中根が熱弁をふるった。昨年の古札半値新法を中止し、「諸事公命御随順二而復古之御趣法」を立てたいとの強力な要請である。<sup>28)</sup>すると元締たちは感奮、町方・村方に分かれて議論し次々と建言書も出たという。中根はそれらを見定めた上で、天保飢饉の際の幕府への届け額をはるかに超えた一万二〇〇貫匁の莫大な銀札を発行していたことを伝え、これを処分し札所運営を正常化するための調達金が必要だと訴えた。

当時幕府に届けていたのは二〇〇貫匁だったからその六倍、仮に元の一両六五匁だったら一八万両余にもなる。だがこのとき中根は調達に一応の期待をもっていた。三国湊の内田惣右衛門と同三国与之祐から各五万両、藩札所元締一八人から計六万両で総計一六万両は見込めるとの予測である。<sup>29)</sup>

折しも高山郡代豊田友直が九月末から本保領の検見廻村のため来越していた。そこで閏九月九日の夕方、宿泊地の福井城下東本願寺掛所へ、家老岡部と中根等の五人が出向き、持参した新趣法「福井札所趣法書」<sup>31)</sup>をもって協議に入った。

「趣法」は五か条からなるが、この時中根たちが別途持参したと思われる「仕法相立候趣意書」によると、要は幕府勘定所の通達に従い昨年の古札半減趣法を撤回して新札に改め、未引き替え分の古札も同位に引き替えるものだった。ただしその分は増印を押して自領札と他領札とを区別し、他領札には配慮するとの理解を得る予定であった。相場は金一両一〇三匁とし、今後四年間で元相場六五匁に戻す見込みである。そして他領へ渡す銀札はその都度掛け合いの別相場で両替し、一方で自領分に渡した銀札が他領側へ渡っても、その両替は断るとしていた。

だが豊田郡代は容易に納得せず、幕府領等の他領側が入手した福井領分の銀札の両替ができないことにこだわった。結局、この箇条は今後の地元どうしの協議に委ねることにして深更に及んだ協議を終える。<sup>32)</sup>その後は本保役所側と交渉を繰り返して、一〇月下旬ようやく妥協にこぎ着けた。銀札に模様の違いを押しつけて自領分を扇面札、他領分を角違印札とし、両替は当分六五匁に戻るまで他領分のみ認めることにしたのである。事前に年貢や役所に関係する産物売買用の銀札は福井藩「身元之もの」即ち札所元締共に命じておき、必ず両替を都合すると確約しての結果であった。<sup>33)</sup>

もともと、確約はあくまで双方の役人間のことである。そのため

福井藩側は札所元締を本保役所へ送ってかれらが両替金に責任を持つことを請け負わせ、その立場で本保側の郡中村々惣代たちとも協議させた。かくして翌弘化元年五月、かれら双方が領民の不安を解消させるかたちで協定書に調印し収まった。

## 2、中根雪江の改革強行

札所両替騒動は落ち着いたが問題はこれからである。幕府から指示された通り大量の過札を停廃する必要があるが、中根雪江が当てにしていた札所元締たちからの調達金は表1の「天保14年秋調達」の通りで、これらは数年内の返済が前提だったが、期待の半分ほどしか集まらなかった。仮に銀高を当時の両替値段で一両一〇三匁とすると、もつとも期待した三国湊トップの二人分合計は二万三四五両余で、見込みの三二パーセント余、全体でも八万五八六四両余だったのである。そのため中根たちは腹を決め、財政全般につきかつかつてない厳格な改革にかかることになった。まず「量入制出」を掲げて放漫財政を改め、財政運営の正常化をはかることにした。動き出したのは弘化元年（一八四四）、一旦江戸に戻っていた藩主慶永が、今度は正式の許可を得て帰国した五月一日以降のことである。

六月二五日には藩主手元や家臣団への手当を含む諸儉約を告げ、こちらは七月に入り熱が入った。七日、中根の発案と思われるが、上級臣で家老をはじめとする知行六〇〇石以上の地方知行者に対する「御蔵出」、及び知行五五〇石以下の家臣団に対する今後四年間

表1 卯（天保14）秋御趣法調達金銀元利仕訳帳

居住地	札所元締	天保14年秋調達		弘化3年9月元利残計	
		金(両)	銀(匁)	金(両)	銀(匁)
三国町	内田惣右衛門	7,770	180,000	4,901	74,700
三国町	三国与之祐	13,694	25,020	7,319	7,926
三国町	津田彦右衛門	2,830	41,600	210	35,134
三国町	内田平右衛門	1,986	130,000	651	0
三国町	藤田久四郎	2,300	149,500	29	112,412
福井城下	内藤利兵衛	3,257	474,121	263	182,823
福井城下	山口彦三郎	1,585	255,000	67	168,173
福井城下	井上七兵衛	1,395	208,650	785	14,262
福井城下	山田五郎兵衛	1,150	241,000	100	46,070
福井城下	山田大五郎	625	330,250	56	43,996
福井城下	竹内茂三郎	1,920	151,700	122	25,124
福井城下	八木次助	1,125	243,750	101	78,813
福井城下	菌屋利兵衛	1,400	117,000	119	75,640
福井城下	須賀原彦右衛門	640	66,000	153	22,210
府中町	天王屋平三郎	772	186,421	44	105,648
府中町	米屋十兵衛	2,324	106,000	98	66,740
府中町	仕足屋権兵衛	2,000	130,000	817	105,100
岩本村	小林清右衛門	2,650	48,550	238	13,736
浜坂浦	甚右衛門	2,750	32,500	359	35,064
鷲塚村	久保庄右衛門	2,215	125,000	173	70,861
(計)	(20人)	54,388	3,242,062	16,605	1,284,432

(注) 松平文庫「銀局一件書類」の内、弘化三年十月元々共へ申渡内調「卯秋御趣法調達金銀元利仕訳帳」により作成。

ただし金は歩以下、銀は匁未満を切り捨てた。したがって「弘化3年9月元利残計」は史料中の「右之寄」より若干の異同がある。

の「半減御借米」と手形支給の布達である<sup>34</sup>。上級家臣は藩初以来の地方知行の特権が停止され、夫米や口米もなくなることを意味した。その後五五〇石以下も給禄が半額支給、かつ今度は蔵米ではなく手形渡しとされており、知行制という支配の根幹をも揺るがしかねない方策である。

ところで七月一日、中根雪江を「御勝手掛り」から「御簡略掛り」に改め、御奉行横田作大夫・佐々木小左衛門の二人を「御簡略

御取メり御用掛り」に任じ、その体制のもと格外の節制実施を宣言した。<sup>36</sup> その上で同月一日、儉約について更に厳しい達しがあり、加えて同月二八日には慶永の直筆による説諭が示された。「面々不勝手二相成候ハ此方より半禄又者借米等申付候故二而、山々氣之毒二候」と述べ、家臣の困窮は藩主の責任であり「札所・勘定所之敗レ」を招いたためと詫びている。この時の慶永はよほどショックだったらしく、月番目付田辺五大夫へ直書を渡す際、泣いて「夫々可相達旨」伝えたという。<sup>38</sup>

しかし、慶永は完全に意気消沈はしなかった。直書では「富有二而も貧困にても節儉ハ武士之常行」と戒めており、「君臣合躰」して難局を乗り切りたいとの強い決意を固めたときでもあった。

問題は備金であり当然年貢増徴にも力が注がれた。具体的には一〇月二八日、年貢を検見制から増徴前提の定免制に改めるとの通達が各関係者へ出された。しかもその際次の説明があった。<sup>39</sup>

① 在々定免とし、これまでの「川除銀・小役銀上納」は中止する。今後用水等の破損は関係村々による「自普請」とする。

② 「村々拝借上納米」は定免中延期する。ただし拝借も認めない。「困窮村」は「組合村々」申し合わせて介抱すること。

①は金津奉行宛、②は郡奉行と代官宛の通達の一部だが、金津奉行・郡奉行・代官は支配地が異なるものの共に在方農政を担当する。したがってここでは三者共通の福井領の在方支配に関する通達とみてよいだろう。定免制再実施のほか、用水破損等の修繕をそれまでの在方からの申請による藩普請から村方の「自普請」に改め、また「困

窮村」があっても救助は組合村等で自主的に計らえとの趣旨である。定免制による過重年貢に加えて農政への出費削減に努め、困窮村の救恤も村々の自助に任せる方針に転換したことになる。

もつとも、これでは村方からの反発を招くこと必定である。そこで一月一八日「格別之思召を以万民御救済のため」と銘打った「備荒義免法」の発表があり、その意義を説いた藩主による「勸諭大旨」が發布された。<sup>40</sup> 定免に対し「下々」が「国恩を存詰」「辛苦」に耐えるから、かれらのために藩は年貢収納のうちから「非常備」えとして粃を蓄える。だから村方も同じく実施するようにとの論告である。毎年、高一〇〇石に「義免」八厘を囲粃することとし、藩と村方それぞれ半分の四厘ずつを負担し、期間五年で完備する計画である。この方策は天保飢饉の記憶がまだ新しかったこともあってか一定の理解を得たらしく早速実施された。その後村ごとの粃貯蔵倉が立てられ、また町方へも援用されるようになる。

ところで、中根たちはこの頃財政のもう一つの大きな課題である借財解決にも取りかかっていた。一〇月一三日、家老岡部左膳へ次の下命があった。<sup>41</sup>

勝手向御国用・御借財両端振分り御締方出来候様御評議ニ付、御借財貯合御趣法之儀取扱候様、尤量制之儀も可申談旨、

財政の扱いを量制（年貢収入を基本とする通常収支）と借財に分け、それぞれ責任体制を設けることとし、岡部は借財に専念のかたわら、量制にも関与するよう命じられたわけである。実はこのとき量制は有賀内記・狛帯刀の両家老、借財は中根が担当とも発表され

ており、岡部はここで財政再建のトップを任されたことになる。

そこで当時の藩借財だが、これはすでに高木氏が紹介している通りで、天保七年に九〇万両だった借財は慶永襲封以後更に増え、弘化元年には九六万両近くに達していた。借用先は、国元はもとより幕府公金や各地金融関係、また三都をはじめ近隣諸国の大名貸し等多岐にわたる。このうち幕府馬喰町役所関係は、先に触れたように「半高棄捐」により大きな恩恵をうけ四万四九七〇両であった。

大名貸と呼ばれる各地金主分は大坂が抜きん出ており、次いで江戸・加賀などと続く<sup>(45)</sup>。こちらは以前より「断延」と称する返済延期、あるいは利息のみ返済などと無理強いしての積み重ねが多かった。

もっとも多額なのが国元関係の計二七万両余である。借用先は藩庁内外に広がり、典拠史料によれば計三二の役所や部署、人名等がある。目立って多いのが内用達共と札所からの借用で、全体の半分を超える。ともあれ藩内特定の民間有力者たちに大きく依存していたのである。他に札所資金が六万五〇〇〇両近くも流用されていて、札所混乱の一因をここに求めることもできよう。個人名では二万七〇〇〇両余の三国与兵衛以下、金額は次第に減少して最小額二六両までであるのだが、それらの多くは藩庁内各役所・部門からの様々な名目を付けた借入金で、その他に城下や三国湊の有力商人達からの借用も含まれていた。

これらの借財が藩財政を縛って藩内全体の経済・流通を停滞させ、社会の混乱をも助長してきたことは想像に難くない。それに対し藩が行ったのは相変わらず従来通り安易な特権的豪商・豪農たちに依

拠することだった。一〇月一三日、家老や中根など重臣が列席する御座所御用部屋へ、今度は全内用達役一八人を呼んで申渡しが行われた<sup>(46)</sup>。近年の儉約でほぼ見通しが立ったが、借財は百年余の積み重ねで莫大だとし、「算勘」は「其方共生得之職業」だといって、とにかく返済資金を相談せよと強気で説得した。

内用達共はいずれも内心不服のまま下城し寄り合いを重ねた。だが意見はまとまらない。城下で威勢を誇る米問屋山口彦三郎も、「乍去押繕候得共趣法潰レ同様ニ相成、仲ケ間よりも退職願上ル」という有様だった<sup>(45)</sup>。

もっとも、藩側も内用達共だけの資金調達は無理と考えて、他に「助役加勢等」も加えたと伝え、一月二十九日、新たに領内町在の富商・富農四〇人の名と一人ずつの分担額を書いた計一万〇一五〇両の調達金割付案を見せている<sup>(46)</sup>。

以上のように藩は弘化元年中頃以降、家中から町在領民に至るまで極めて厳しい節制と重い経済的負担を要求した。しかし、知行制停止や過酷な蔵米支給、また農村への重課に、領内あげて不満の声が高まったようである。予期しない展開に中根は怒ったがやがて諦めざるを得ないことを知る。今後は「敗将」の自分を除け確固とした展望を開いてほしいと、慶永に訴えるばかりであった<sup>(47)</sup>。

混乱は翌二年に入っても続いた。家老岡部たちは目前の資金難に困り果て、昨年の新法を撤回し、慶永に新たな御用金伺いを出す始末である。慶永は愕然とし、自身の見通しの甘さにもショックを受ける。三月三日、「家老共」宛に直書をもって不満をぶつけた<sup>(48)</sup>。

畢竟昨年之評議厚ク無之、一体左膳<sup>(岡部)</sup>も篤与練熟不致かと存候、此方も其方共相伺候ニつれ指図いたし候が誠無筋ニ而、其方共へも面目ナキ次第恥入候、左すれハ役人共之罪にハ決而無之と存候、定免之儀も民間不到着様子ナラハ相止候而も此後永久之基之趣ヲ急度見詰相立候而止候ハ、格別、(中略)昨年より天地之禍災等も今日迄無之、且公刃不時御用金も不被仰付候、又々当年口もかわかず候内法を變し用金相頼候様之儀者信義ヲ相失候、(中略)此方若年不徳ニ候間、何分右之趣意ニ而助呉候様致度候、

慶永は家老岡部以下、ここに名はないが中根に対して不信をもつただろう。昨年の新法が評議を尽くしていなかったと咎め、それを疑わず布達を「指図」した自分を恥じるとし、それ以上に領民の「信義」を失うことになると自らを責めている。

かくして慶永は二日後の三月五日、「御答之筋有之」として簡略掛りトップの中根雪江のすべての役職を解き、併せて同掛りとなっていた御奉行四人を処分した。同じ日、定免制と家中知行制停止及び五五〇石以下の蔵米手形渡しを撤回し、家中は半減借米に戻った。村方も「義免」以外は「差障之儀共有之」とすべて前年通りとした。目前の家中・領民の不満を避け不穩の事態防止を図るしかなかったのである<sup>(49)</sup>。

### 3、弘化二年、混迷の借財対策

弘化二年三月二日、慶永が江戸へ発ち、量制と借財解決は国

本川 天保〜嘉永期の福井藩財政改革について

表2 弘化2年町在内在用達等へ調達金割付

(単位：両)			
調達金予定者	人数	一人当り	金額計
内田惣右衛門	1	12,000	12,000
三国与之祐	1	10,500	10,500
内田平右衛門	1	2,250	2,250
内用達役	2	1,800	3,600
〃	2	1,050	2,100
〃	4	600	2,400
〃	9	525	4,725
(小計)	20		37,575
内用達助役等	32	300	9,600
〃	13	225	2,925
(小計)	45		12,525
合計	65		50,100

(注)『越前松平家譜 慶永2』弘化2年4月20日条、他より作成。

元に残った家老岡部以下に委ねられた。すると四月二〇日、内用達共と同助役以下に対し、調達金を一挙に増やし三年間で計五万〇一〇〇両を上納するよう伝え、その割付書が各人へ渡された。表2はその対象者と各人への割付額をまとめたものである。内用達共と金額は二〇人、及び同助役と助役並以下が前年の四〇人より七人増え計六五人である。助役以下は多くが前年一月二九日に新任された者たちで、そのうち八人は割付金発表二日後の四月二二日に助役並から助役に昇進させていた。名誉欲をもち、ある程度の余裕をもつ領民もかなりいたのである。

金額は内用達役二〇人が高額である。まず、三国湊の豪商内田氏と三国氏の二人が一万両台で他と比べ突出する。ただし天保一四年に中根雪江が期待した金額と比べれば二人で二回分を合わせても一人分の五万両に届かない。次の三人もやはり三国湊の豪商である。

その後には福井城下の二人、そして町在の四人が六〇〇両、続いて九人が五二五両と続く。これまでもそうだったのが、三国湊商人が圧倒的位置を占め、その後を福井城下の豪商たち、そして村部在郷町の有力商人、大庄屋役

などの豪農たちが続く構図である。

ところで、今度の調達金に対しては札所元締たちから納得できないとの反発が公然と起こった。というのも内用達のほとんどは札所元締を兼任しており、藩主「御直之御意」もあつて角違印銀札の両替用「繰入金」の請書を提出していたらしい。なのに今度は内用達宛だとしてまたも高額の調達金を指示されたからである。<sup>30)</sup>

この頃、藩当局を更に驚かせる難題がもち上がった。一部福井城下の有力札所元締たちが、「繰入金」納入の代りに角違印札を「散札」(流通中で未回収の銀札)扱いにして下げ渡ししてほしいと言出したのである。かれらは「散札」を商売用を利用して「繰入金」分を取り返す算段である。しかし、それでは「散札」停廃にならないと札所奉行や同目付たちは反対し、かえって札所を潰しかねず、「公刃より重キ御沙汰」を招くといきり立った。

家老岡部も札所役人たちに同意し「散札」要求を認めなかった。そして五月二九日、中心となった元締たちに対し処分に踏み切った。「三姦商」と呼ばれた山田五郎兵衛・山田大五郎・竹内茂三郎の三人で、いずれも内用達役と札所元締を兼務する豪商である。山田五郎兵衛と同大五郎の二人は「蟄居」、竹内茂三郎は「大工町揚り屋」入りで、とりわけ竹内が重かった。かれらは他の元締共同様に以前から藩財政に深く取り込まれており、中でも竹内は藩の意向を受け、銀札問題による本保役所や鯖江藩などの交渉にも働いてきたが、藩側もここは放置できないとけじめをつけたわけである。<sup>32)</sup>すると処分の効果は靦面(てんめん)かつ予想外だった。このとき三人の処分と併せ元締

共へ一人三〇〇両ずつの調達金を命じたところ、かれらはたちまち「異議」なく「御請」し、上納したという。<sup>33)</sup>権力づくによる威喝が功を奏したかたちである。

このように藩の資金確保策は特権的豪商・豪農たちへの安易な権力的依存に終始し、綱渡りのな展開をたどった。そしてこの点では先の札所の過札停廃用の備金についても似たところがあった。幕府公権に全面的に依存していたからである。即ち藩は天保一四年末の新札切り替えが幕府勘定所から承認されたと考え、今後は資金的にも同所が援助してくれると楽観していたらしい。弘化二年八月、幕府勘定所へ必要全額に近い一二万五〇〇〇両の借用を申し出た。<sup>34)</sup>

けれどもその予想は甘かった。勘定所の返事は冷たくすぐに却下される。驚いて同月二六日、更に一二月と願書を提出した。すると翌三年二月一八日、ようやく老中首座阿部正弘から回答が下った。特別に一万七〇〇〇両を数度に分けて貸与するという。藩側は落胆するが、それでも目前は切り抜けられると一安心である。

もともと、資金確保では思わぬ朗報もあった。二年一〇月に入つてのことだが、領内村方を管轄する各郡奉行を通し、冥加金上納の知らせが届きはじめていたのである。金津奉行が主導し、併せて各郡奉行も管下の大庄屋たちに働きかけて村ごとに「増励」<sup>35)</sup>を指示し、その利益を冥加名目で納めさせるものだった。表3によると、納入額は全領内における弘化二年一〇月から嘉永二年(一八四九)までの約四年間で一三八九貫匁余に及んでいる。

やがて弘化三年二月一日、藩は財政に関する新たな書付を出し

表3 弘化2～嘉永2年、福井藩領内より  
冥加上納銀

年	銀(匁)	備考
弘化2	182,494.8	10月25日より納入
同 3	433,745.0	
同 4	423,659.4	
嘉永1	302,147.4	8月25日まで納入分
同 2	47,418.1	
(計)	1,389,464.7	

(注) 松平文庫 665「命令之部」六より作成。

た。<sup>(56)</sup>一つは一昨年定めた量制方と借財方の区別を一層明白にするため、一年分の「積帳」を二冊に仕分けして提出するようにとの指示である。同時に借財源を次のように定めた。

- 一、御借財濟方之儀者半減御借米・御内用達共御頼調達金、町在之者冥加上納之分を本二立、追々上納有之二応し夫々御返済方取計可申事、

慶永襲封以前から続く半減借米と内用達共への調達金、それに新たな冥加上納が加わっている。後者は農民に超過労働を求めてその利益を上納させるものだが、こちらは従来にはなかった農政と関わっており、新たな藩の観点として注目してよいだろう。

### 三 慶永側近体制の成立と財政

#### 1、慶永の人事断行

弘化三年(一八四六)、財政に少し余裕を感じ始めた家老たちは、再び藩内の主導権争いに関心を向け、今度は仁君の風格を増してきた青年君主慶永に批判的な言動をみせるようになった。

慶永がそのことを強く意識し出したのは帰国して間もなくのこと

である。「政暇日記」<sup>(57)</sup>同年五月二六日条によると、その日慶永は六日前から始めた精進を終え、城内宗像社に詣でて大明神に深慮を伺ったとある。理由は「当節此許家老始心得あしく有、忠良者ヲ退ケ希昔俗候故」だという。帰国早々から家老共とかなり険悪な空気が流れていたのである。

前述「政暇日記」によると表面化したのは翌閏五月に入ってからである。家老岡部左膳が同年三月、城下木田町の真宗淨得寺へ糸桜見物に赴いて「不相応の饗応」を受けたことであつた。<sup>(58)</sup>岡部がそれを自慢して他の藩重役層へ伝わり、非難の声があがったのである。慶永は見過ごそうとしたが、質素簡略を藩の「公ケの御掟」とする声に抗し切れなかつた。目付六人全員の意見を聴取し評定所でも確認の上、同月一日、岡部の家老職・組頭役罷免に踏み切つた。この時、同じく参加した留守居役の毛受伝三郎にも処分が及んだ。

ところが毛受の処分はかれが天方孫八の実弟であつたことから、天方の責任を問う声があつた。慶永は悩んだが家老たちも「筋」を主張して引き下らない。激論の末に諦め天方を処分する。

もっとも、それは予期しなかつた慶永の反撃の開始でもあつた。同じく「政暇日記」によると、天方処分の二日後、家老有賀を罷免し、また太田三郎兵衛以下三人の目付を同様に役御免とした。有賀はあからさまに「意に叶はん者」と突き放し、目付たち三人も当初から慶永が「退役」論で押し通した結果である。その上で翌九日、一〇人の転役を発表した。慶永に近侍してよく知る者を重視し、特に中根雪江を側用人見習として復活させている点が注目される。

今一つ注目すべきは浅井等の新目付任命である。目付六人のうち慶永の信頼厚い三人と入れ替え、とりわけ学問があり中根と縁筋の浅井が目付座頭としてリードできる立場に立った。困難な藩政を見据えて、固陋な家老や凡庸な目付たちを交代させ、一方で中根・浅井を中心とする側近体制を構築して、綱紀の肅正、厳正な藩政運営を目指したのである。

やがて目付浅井は重職の人事にも積極的に発言し始めた。例えば、十月のことだが、かれは家老狛帯刀と新たな人事案を相談し、また側頭取鈴木主税を勝手掛りに推すなど、御奉行・郡奉行・預所郡奉行・札所目付等、財政から民政にわたるトップの人事案を提起している<sup>⑤</sup>。なお、慶永自身は財政の責任者に罷免中の天方孫八（友益）を再び取り立てようとした。一部の古参目付などから不満の声が上がったが、これは翌弘化四年正月に実現させる。

もともと状況はかなり厳しかった。というのも天方再登用の話が表面化した三年一月六日、浅井八百里宅に「張紙」があつた<sup>⑥</sup>。内容は不明だが、藩内には生活にあえぐ多くの家臣などの不満が渦巻き、側近政治に対する批判も少なくなかったと思われる。

## 2、新々銀札への交換と過札・借財整理

弘化三年九月、藩は天保一四年に自領通用分の扇面銀札と他領通用分の角違印銀札のうち、自領分だけを新銀札に交換させた。その方が過札整理を進めやすいと判断したからであろう。天保一三年からみると三度目の交換だが、作業は順調に九月二三日に終了した。

表4 幕末期福井藩の銀札発行（流通）額 (単位：貫、匁)

年月	自領分	他領分	総額	減少額	同割合 (%)
天保13年8月	27,624,453	3,820,359	31,444,812		100.0
天保14年12月	27,045,857	3,864,819	30,910,676	534,136	98.3
弘化3年	25,671,338	753,936	26,425,274	4,485,402	84.0
嘉永1年1月	25,012,122	82,735	25,094,857	1,330,417	79.8

(注) 松平文庫 867「紙幣史料」所収八田文書・同浅井文書により作成。ただし弘化3年分は同 866のうちの「天保十三寅年・弘化三年銀札御出来高員数指引」より作成。

するとこれに自信を得て他領分の交換にも踏みきった。こちらは一〇月一五日から十一月一〇日の間に終了した。

その結果、藩の銀札額は表4の弘化三年欄の通りとなった。これを天保一四年分と比較すると、弘化三年の流通額は、総額で約一六パーセント減少し、この約三年間にある程度の過札整理が進んだこととなる。ただその減少の大部分は、先に三八二〇貫匁余あつたうちの八割近くを占める他領分である。こちらは札所への信用が高まり、一両九〇匁から十一月には念願の六五匁前後に落ち着いた。

そこで藩は角違印札だけ予定を早めて十一月二日よりこれを元相場に復し、金一両六五匁になると内外に触れた<sup>⑦</sup>。銀札の大部分を占める自領分は未だ一両一二匁前後であり、こちらの正常化の見通しは立たないが、それでも藩は幕府領・他藩領分を正常化できたことで、政治的にも財政面からも余裕を感じ始めただろう。

さて、弘化四年正月一三日、前述した通り慶永は思い切つて天方孫八を勝手掛りに任じ、併せて御奉行等一部の人事異動も行い、借財の解決に強い意欲をみせた。このとき天方に「愚意之覚」と題する書付<sup>⑧</sup>を渡

して財政問題に対する考えを述べ、次のように改革に全力を尽くすよう促した。

初めに、「勝手向」を任せたからには「為国家尽精力可致心配」と励まし、次いで胸の内を述べた。藩財政の悪化は知行三二万石に見合わない放漫政治が原因であり、家老辺の「旧俗弊風」の処置や、以下の家臣たちの大名とは潰れないものとの安易な心得方、また凶年対策の不備など、具体例をあげてこれまでの藩政を批判した。当然、借財に関しても厳しかった。

昨秋清債方より借財埋立之書付指出候処、家中半知、在町之冥加調達等いつかたへ参り候茂分りかね、其上辰年より三ヶ年にも相成候得共、一向目か見へ不申、却而七、八千両計り余計二相成候、

借財用の財源は確保した筈なのに、年間収支が「七、八千両」も出費増とは何事かと問い、収支を正常化し、根本である君主の「国民撫育」を実現できるようにとの主張である。すべてを天方に託しての詰問であった。

では今や一番の課題となった借財の返済はどのようだったのだろうか。ここでは表5により①の弘化元年を基準とし、②弘化三年から③嘉永元年に至る大まかな経過を確認しておこう。

まず全体の借財額は、表の①と③の五年間において一一万両余減少しており、多難ながら返済にかなりの努力があったことが認められる。しかし、①には借財全体に関わる利息五万三〇〇〇両余が含まれており、それを別にとすると実質は六パーセント弱、

本川 天保〜嘉永期の福井藩財政改革について

表5 弘化元～嘉永元年福井藩借財先別の金額と割合 (単位：両)

借用先	①弘化1年		②弘化3年		③嘉永元年	
	金額	割合(%)	金額	割合(%)	金額	割合(%)
公金	119,687	12.5	125,135	14.1	135,909	15.9
寺社	30,818	3.2	24,328	2.7	12,668	2.0
大名	14,500	1.5	16,400	1.9	13,400	1.6
江戸	134,069	14.0	138,644	15.7	127,432	14.9
大坂	180,631	18.8	180,631	20.4	180,631	21.2
京都	17,691	1.8	17,691	2.0	11,165	1.3
加賀	122,992	12.8	121,920	13.8	121,245	14.2
近隣	12,994	1.4	9,697	1.1	7,994	0.9
国元	272,005	28.4	250,529	28.3	237,809	27.9
利息	53,064	5.5	0	0	0	0
合計	958,451	99.9	884,975	100.0	848,253	99.9

(注) 金額は両未満を切り捨て、割合(パーセント)は少数第二位を四捨五入した。

①は「御借財元寄」(『福井市史 資料編5 近世3』のうち3-230)より作成。

②は「弘化三年春御借財残元」(『福井市史 資料編5 近世3』3-233)より作成。

③は松平文庫847「会計之部」のうち「申年御借財元并御訳立仮積」より作成。

五万七〇〇〇両余の減少である。次に一〇万両を超える大口の借用先だが、幕府公金関係は一万六〇〇〇両余(約一二パーセント)増加し、江戸金主分は六〇〇〇両余減少する。もつとも、多額の大坂は変化なく、加賀もほとんど同じである。したがって幕府公金に依存を強め、他国金主分の多くは返済期限が過ぎても「断延」とするのは変わらないようだ。

一方、国元分は同じ五年間に三万四〇〇〇両余の減少である。藩はこれらの返済には他国分以上に力を入れてきた感がある。しかし実は②と③に含まれる内訳の一、二万両の町在内用達新古調達や札所分の金額をみると①と大差はない。それに藩が弘化二年に新しく命じた五万〇一五〇両の

調達金は当表には反映されていない。前途はなお容易でないことになる。付記すると、弘化三年九月より同年末までの「借財方本立仮積」<sup>(63)</sup>には当暮借財返済は一万四六七〇両余の元金不足とある。

ところで、量制はここ数年一応安定していた。弘化三年の年貢収納も順調だったようだ。そこでその「有餘」分を借財方へ回す意見が出てきた。だが量制方は、これは担当者たちが今年努力した結果だとし、他に転用することには納得しなかった。そんな展開に国元の家老達は心配し、翌四年七月に江戸家老狛木工へ手紙を送り、このままだとやはり借財返済は町在への調達金頼みしなくなると伝えて、慶永に判断を求めたりしている。<sup>(64)</sup>

もっとも領民への転嫁はいずれあれ主君慶永が反対なのは目に見えていた。そしてその通り慶永は納得しなかった。先に天方宛の「愚意之覚」で示した、財政の「根本」に戻つての徹底した吟味が足りないとの返答であった。慶永の仁政方針がいつそう強調された反面、借財返済は相変わらず見通しの立たないままであった。

### 3、嘉永期、続く財政停滞と慶永

札所の過札停廢も未だ先を見通せる状況ではなかった。そこで弘化四年三月九日、新たな「過札停廢規定書」を定め発表した。<sup>(65)</sup>だが動き出してみると成果を得るには遠い実状だった。やむなく同年一月一六日、昨年の幕府馬喰町役所よりの貸付金は特別だとし、その返済は元利共に勘定所に任すことにした。結局、御奉行管轄の勘定所が、借財のみならず札所方の過札停廢にも責任をもつことに

なったのである。<sup>(66)</sup>

その上で同年一二月、改めて廢札案を立てた。弘化四年暮から翌年春に越す銀や米（「有餘」分）が計一六五〇貫匁（米約二万七五〇〇俵）見込まれるから、この分を七年後末までに廢札にする計画である。そうすれば藩の過札に対する信用がつき金位も「多分」下がると考えたらしい。ただし、前述したようにこの銀米分は量制方が努力して確保したもので、必ずしも年貢収納に「有餘（余裕）」ができたわけではない。それ故この件については主君の「思召」による「嚴命」のかたちで発表し、量制方を納得させるべきとした。<sup>(67)</sup>ただし、慶永は「嚴命」だと各担当者たちの自主性を奪い氣力を失わせるだけと考え、承知しないと思われており、實際嘉永元年に入ってもこの件が表に出ることはなかった。<sup>(68)</sup>

一方では、無理を承知で以前のように別途借用先を確保すべきだとの声も高まってきた。札所元締や内用達のみならず一般領民も加えた調達金、あるいは大坂や江戸の大名貸に頼る案である。領内一般へは五千貫匁、七千貫匁、一万貫匁など様々な検討があった。そしてこのとき、提案者たちは次のようにも述べていた。<sup>(69)</sup>

五千匁不取とも半二而も取徳、其響二而地下之相場追々引上候ハ、取りも不直サ御勘定所之御徳分相頭可申哉之事、

目標は五千貫匁の調達だが、たとえ半額であれ札所に信用がつき次第に銀札相場が引き上げられるなら、その分が勘定所兩替の「徳分」になるから、是非この調達を実施するよう期待したのである。とにかく少しでも金子を確保したい算段である。

だが、藩主慶永はやはりいずれの調達案も認めようとしなかった。家中・領民へこれ以上経済的負担をかけることは、あるべき君主像に背くとし、更なる検討を求め判断を避け続けた。嘉永元年の春には五月に江戸から帰国するまで待てと指示し、帰国したものの実父田安斉匡が六月八日に死去すると、今度は調達が葬儀に関わる不時出費を含めた「頼金」とされるから、「此方（慶永）」のみならず亡父の「不徳」にもなると承知しなかった。

慶永の変わらない主張に天方孫八以下、借財担当役人たちもほとんど窮してしまった。今年は公金はじめ理由の如何を問わず返済しなければならぬ分が七、八千両、来年は毎年一万五、六千両にもなる。今年は何とか凌ぐとして次年からは手立てがない。そこで一月一日、勝手掛り天方が直接慶永に危機的な現状を説明し判断を仰ぐことにした。強調したのはおおよそ次のとおりである。<sup>20</sup>

①借財は弘化三年までは家中四か年の半減借米や町在調達金、定免制、町在冥加上納、量制と借財の分担等である程度返済できた。

②しかし、嘉永元年以降は家中半減等すべて主君の「御詞」で中止される予定であり心配でならない。

③頼れるのは三国湊の内田・三国両豪商である。しかし兩人には江戸藩邸への運送金を任せている。それに凶荒の際には両家に頼らざるを得ず、すると残るは町在での調達しかない。

④札所過札の停廃は覚束ない。「量制」の「有余」案も見込めない。⑤公金等は「御頼」や「断延」で済みますが、すでに三国町二人と

金津町二人の商人は調達金返済がなく破産寸前で手当が必要だ。⑥とにかく年々一万両の「本増」が必要である。今後二〇年間は家中増借米や各奉行等へ委任しての「御趣法」によるか、ただ天の幸を待つのか「急評」願いたい。

弘化元年以来の財政改革を振り返り一定の進展はあったが、今後の見通しが立たないと訴え、このままではやはり家中や領民に負担を求めるしかなく、それが主君の意向に添わないなら、ではどうするか指示を早くほしいと慶永に決断を迫ったのである。

嘉永二年、上府が近づくやさすがの慶永も諦めた。二月一七日、家老共を集めて確認の上、金津奉行・町奉行及び三人の郡奉行を呼び、かれら「支配頭」へ「清債方公金共類用致方無之」と告げて任せることにする。<sup>21</sup>

我等より違約いたし、悪人之魁収斂君と相成候間、何卒支配頭にて厚相心得、心配之致方も無之哉折入頼入候、尤かく発表二相成候上者、政事ニも障り有之へくか二候得とも、何卒此辺之所良計善算相頼候事二候、右不容易数口相頼候上者撫育も行届中間敷候得共、弥以其等之儀も心配頼入候、右頼一条者違約変心多罪重々不届二候得共、難渋いたし候我等之心中恐察致具、精誠致心配候様頼入候、

慶永は再び誇りある仁君への希望をなくしてしまったようである。もはや挫折感をかみしめるしかなかったと思われる。「違約変心」し、今後は「悪人之魁、収斂君」になるとの自嘲的なことばがそのことをよく言い表している。それ故慶永は天方に頼るしかないと実

感したようだ。即ち自らの主張を撤回した翌日の二月一日、天方を「思召」によるとして勝手掛り兼札所掛りに任じる。

天方は期待に応えるべく配下の御奉行たちを駆使し必死に働いた。特に札所過札の停廃と両替復古のための新規の資金調達先探しに力を入れた。嘉永三年末までに限っても、例えば、御三卿の一橋家に頼って名目金名義で三万両借用し（場合によっては田安家にも協力依頼）、それを藩の大坂館入りの豪商六軒を中心に更に九軒を加えた一五軒で札所両替を引き受けさせる案の検討があった。あるいは三国湊の内田・三国両家に加え、加賀の木谷藤右衛門家を頼る案、家中百石以上へ百石につき銀百匁ずつの取立案、凶年用に積み立てることとした義免初の流れ用案なども出た。三国湊の繁栄に注目し、入荷する塩に「趣法」を設ければ年に千両余は望めるとか、「他国出船」が三百艘もあるから各船に課税したらという案まで飛び交った。<sup>(2)</sup>

ただしそれらの提案のどの一つも具体的に検討された形跡はない。しかも嘉永四年に入る頃から、本保領民が福井藩の銀札両替に不信を抱き、またも本保役所に訴える気配をみせていた。弘化元年に福井藩札所元締共と本保領郡中村々惣代共との間で取り交わした、七年後に両替復古の約定が守られないのではないかとの疑念からであった。福井藩が再び銀札半額化による新札発行を実施するのではないかと疑っていた。

実際、嘉永四年正月、「郡中村々組惣代」が本保役所に嘆願書を提出し、福井藩札所に届けられた。これに対し藩札所は新札発行の

件をきっぱり打ち消したが、すると本保側はその点は納得したものの、先に七年後と約束した両替復古の期限厳守を求めてきた。だが見込みが立たない福井藩側は数年後の復古は無理とし、延期を要請するしかなかった。本保側は渋ったが、それでも福井藩側が示した一三年後には必ず復古させるとの確約と、その期間内の復古に向けた元締共の資金保証を聞き納得する。

翌二月、福井藩札所元締内藤理兵衛等八人と本保領割元及び同領郡中村々惣代大野郡西遅羽村又兵衛等の九人との間で、両替を定めた「再談年季延規定」を取り交わした。<sup>(3)</sup> 当嘉永四年から三年間は両替一両一二七匁、次の三年間は一二六匁、その次の同期間は一二四匁とし、最後の四年間で追々元相場の六五匁に戻す約定である。

右の札所問題に象徴されるように、福井藩財政改革は、元來が藩の無節操な放漫財政に起因し、事が幕府に伝わり幕威を背景に行われても、最終的には有力豪商・豪農層によって一応の結果を得ていたことになる。しかも本質的解決ではないから、当然藩の財政不安は嘉永期以降も折あるごとに表面化する。

## おわりに

史料にそって天保→嘉永期に至る財政改革をみてきた。要点を簡単にまとめると次のようになる。

①改革の主導者は新藩主松平慶永に近侍する中根雪江等一部の家臣で、かれらは幕命を掲げ家中・領民に協力を強制し進めた。

②その結果、天保一四年末に藩札所の両替不安と過札問題は目前の危機を脱し、翌年には量制（年間収支）の正常化と莫大な借財解決に取りかかった。だが、家臣の知行制停止や農民への年貢増徴など過酷な負担と節制の強制は、家中・領民から強い反発を受ける。改革は中断され、中根は罷免された。

③藩内は混乱を深めたが、成長した青年君主慶永は、弘化三年、人事を強行して側近体制を確立し、同年末には他領分のみだが銀札両替を復古させた。借財は少しずつ減少、藩内も一応落ち着く。

④しかし、財政危機が解消したわけではなく、相変わらず過札廃や借財返済の資金が必要である。そこで翌年正月、実務に秀でた天方孫八を再登用し改革を任せた。すると様々な金策案が提案されたが、いずれも慶永の意に添わず、実施には至らなかった。

⑤慶永は復古的・理想的な仁政論に立ち、却って家中・領民への手当や貧窮者救恤を説き、それにながう案を求めたからである。

⑥そのまま嘉永期を迎えたが、同二年、財政の行き詰まりに慶永は折れ、結局、資金調達は旧来の方法に戻るしかなかった。

以上のうち弘化四年以降は④の天方たちの実務的立場と、⑤の慶永との政治思想に基づく議論が展開され、同二年、慶永は持論の撤回を余儀なくされた。だが、それで諦めてしまいう慶永でないことは前にもみた通りで、ここからまた新たな嘉永期が続くことになる。したがって、今後は嘉永期に焦点をあてた確認が必要だが、それは本論ではあまり触れられなかった藩主慶永の政治思想や役割を正しく検討することが鍵となるだろう。残された課題としたい。

今一つ大切なことがある。高木氏の研究をどのように継承するかである。例えば、氏は中根たちを改革派、対立する家老以下を保守派とし、前者の例を弘化三年の人事表で例示した。だが各人物をみる限りではあまり説得力がないように思われる。両者を区別するほどの党派的对立があったのか、この点を注意していきたい。

また、氏は当該期の改革について、先進的な雄藩にみられるような農地策や農民的商品生産への関心を示さず、嘉永二年には専売制も撤廃されたと指摘した<sup>(26)</sup>。中根たちの改革に革新性が見えないことはその通りと思う。けれども、第三章で紹介したように、弘化二年以来全領内農民からの冥加金上納が始まり、また弘化四年以降、勝手掛り天方たちは借財返済資金等の確保に手を尽くしたり、三国漆へ出入りする多数の船や塩など諸産物への課税を考えたりと、流通や農村経済への新たな関心を寄せ出していた。高木氏の論を発展させるためにも、今後のこれらの研究を期待したいものである。

#### 注

- (1) 中根雪江は前藩主斉善のときは側用人見習兼奏者。藩主慶永の襲封後は「御家督御引移御用掛り」となり、以後も終始慶永最側近として活躍する。
- (2) 戦後分では信夫清三郎『マニユファクチュア論』（河出書房、一九四九）、加藤亥八郎「越前藩における改革とその構想」（『日本史研究』一八、一九五三）、山口宗之「天保期における藩政の改革（福井藩）」（『明治維新史研究講座』二二、平凡社、一九五八）、三上二夫『公武合休論の研究』第一篇第二章二（お茶の水書房、一九七九）、等がある。

- (3) (中根雪江先生百年祭事業会、一九七七)。
- (4) 『中根雪江著 奉答紀事 春嶽松平慶永実記』(新編日本史籍協会叢書1、東京大学出版会、一九八〇)。以下、『奉答紀事』と略称する。
- (5) 『史学』第五七卷四号(三田史学会、一九八八)。高木氏は著者『日本近世社会と明治維新』(有志舎、二〇〇九)の第三章において当該論文に基づき「天保弘化期の越前藩政」を執筆している。
- (6) 前掲注(5)、六〇一～六〇四ページ。
- (7) 松平文庫八六六「銀局一件書類」のうち天保一〇年二月六日「水野越前守殿三而御渡御書付写」。松平文庫(福井県文書館保管)史料については、ここに記載したように『松平文庫福井藩史料目録』(福井県立図書館、一九八九)所載の番号によって示すこととする。
- (8) 『福井藩士履歴』5(福井県文書館資料叢書13、福井県文書館、二〇一七)。なお、本稿では以後福井藩士の人事や役職(異動を含む)については当『福井藩士履歴』(1～11、福井県文書館資料叢書、福井県文書館、二〇一三～二〇一三)によることとし、特別の場合を除き注記しなかった。
- (9) 三国(宮腰屋)与兵衛長男。廻船問屋を営む親与兵衛が天保二年蟄居となり、与之祐が親の知行三〇〇石を拝領したが、親が許された後は共に活躍した(松平文庫九二七「諸役人并町在御扶持人姓名」のうち「御国在方」)。
- 三国家は正しくは三国湊九頭竜川対岸の坂井郡泥原新保浦に住居を構えていた。ただし、同家は三国湊の代表的豪商と目されることがあることから、本稿では便宜上そのように扱った。なお三国家については「三国家和三国大学」(福井藩と豪商―時代を彩った豪商たち―)第二章、福井市立郷土歴史博物館、二〇〇六)を参照。
- (10) 『越前松平家譜慶永1』天保一一年二月二日条(福井県文書館資料叢書4、福井県文書館、二〇一〇)。
- (11) 松平文庫六六五「命令之部」天保一一年三月二六日条。
- (12) 天保一一年八月「銀札両替一件三付駕籠訴願書」(山本喜平家文書、『福井県史資料編5中・近世三』、福井県、一九八五)。
- (13) 天保一一年一二月朔日「水野越前守殿江御渡御書付写」(松平文庫八六六)。
- (14) 前掲注10『越前松平家譜慶永1』天保一二年正月五日条。
- (15) 前掲注10『越前松平家譜慶永1』天保一二年四月五日条。
- (16) 前掲注10『越前松平家譜慶永1』天保一二年四月二三日条。
- (17) 「御用金控帳」天保一一年・同二二年の項(『福井市史資料編7 近世五』、福井市、二〇〇二)。
- (18) 御奉行は福井藩では「財政総轄」を任務とする重職。四人で構成され中級家臣中から任じられる(鈴木準道著・舟澤茂樹校訂『福井藩史事典』歴史図書社、一九七九)。藩の諸職には郡奉行など「奉行」名のつく役職がかなりあるが、御奉行と単独で用いるときは「財政総轄」の当奉行をさす。
- (19) 本多筑後については「歴代勤仕録略」(本多重方家文書、坂井市龍翔博物館)による。
- (20) 松平文庫六六五「命令之部」天保一三年八月一五日条、及び「札所御改正始末略記」(前掲注4『奉答紀事』二七～六四ページ)。以下、札所問題に関する『奉答紀事』分は当「札所御改正始末略記」のことである。
- (21) 中根は前掲注4『奉答紀事』、山口は「山口家譜」(『福井市史資料編7 近世五』、福井市、二〇〇二)天保一三年八月一五日条。

本川 天保～嘉永期の福井藩財政改革について

- (22) 前掲注4 『奉答紀事』三七ページ。
- (23) 前掲注4 『奉答紀事』三九～四〇ページ。
- (24) 前掲注4 『奉答紀事』四三ページ。
- (25) 前掲注10 『越前松平家家譜慶永1』天保一三年一〇月一七日条。
- (26) 前掲注10 『越前松平家家譜慶永1』天保一四年四月二二日条。
- (27) 前掲注4 『奉答紀事』四四～四五ページ。
- (28) 前掲注4 『奉答紀事』四八ページ。
- (29) 前掲注4 『奉答紀事』五〇・五一ページ。
- (30) 前掲注4 『奉答紀事』五八～六二ページ。
- (31) 前掲注4 『奉答紀事』五四～五六ページ。この会談のとき、中根と豊田は当初互いに相手に対しかなりの偏見をもっていたらしい。中根は豊田を「此人評定所調役を被勤たる由二而殊之外厳酷苛察にて圧政甚し」と警戒し（前掲注4 『奉答紀事』五三ページ）、一方、豊田は「<sup>（書）</sup>鞭負ハ一人物ニ而家政向都而引受、当時越前家之利もの也」（西沢淳男編『飛騨郡代豊田友直在勤日記2』二一九ページ、岩田書院、二〇二〇）と評し警戒していた。全体として豊田は福井藩をかなり客観的に理解しており、この会談は中根の説得力もさることながら豊田の姿勢にもかなり助けられたようだ。
- (32) 松平文庫八六六より天保一四年一〇月一〇日付「請書」。
- (33) 「福井銀札規定書」（前掲注12、山本喜平家文書）。
- (34) 『越前松平家家譜慶永2』弘化元年七月七日条（福井県文書館資料叢書5、福井県文書館、二〇一〇）。
- (35) 前掲注34 『越前松平家家譜慶永2』弘化元年一〇月二六日条。
- (36) 前掲注8 『福井藩土履歴』、及び松平文庫六六五「命令之部」弘化元年七月一日～同一九日条。
- (37) 前掲注34 『越前松平家家譜慶永2』弘化元年七月二八日条。
- (38) 松平文庫六六五「命令之部」弘化元年七月二八日条。
- (39) 前掲注34 『越前松平家家譜慶永2』弘化元年一〇月二八日条。
- (40) 前掲注34 『越前松平家家譜慶永2』弘化元年一〇月二八日条。
- (41) 松平文庫六六五「命令之部」弘化元年一〇月一三日条。
- (42) 前掲注5、表8、五九八ページ。なお本稿表5（13ページ）も参照。
- (43) 福井藩各地出入町人等については「給帳」（嘉永五年、『福井県史資料編3 中・近世1』、福井県、一九八二）参照。なお、加賀については長山直治「木谷藤右衛門家と福井藩関係文書」（『福井県文書館紀要』第4号、福井県文書館、二〇〇七）を参照。
- (44) 前掲注34 『越前松平家家譜慶永2』弘化元年一〇月二三日条。
- (45) 前掲注21 「山口家譜」弘化元年一〇月二日条。
- (46) 前掲注34 『越前松平家家譜慶永2』弘化元年十一月二九日条。
- (47) 弘化元年二月一〇日頃「愚衷」（松平文庫七六六）、及び同年二月二七日「演説之覚」（同）。二点は書き継がれて一冊に綴られ、文末に「御家老中へ指出」とある。筆者は中根雪江と思われ、包紙表には「上 弘化二乙巳三月「<sup>（書）</sup>四日」指出すに付鈴木主税／迄 中根雪江」とある。中根が当初は「家老中」を通して慶永に提出の予定だったが、それが叶わず信頼する側向頭取鈴木主税の手から慶永に届くことを期待したものらしい。
- (48) 松平文庫八四九「慶永公御直書写／御勝手向二付執政・諸有司評議録」より「弘化」二乙巳年三月三日御家老共江之御直書」。
- (49) 前掲注34 『越前松平家家譜慶永2』弘化二年三月五日条。なお、松平文

- 庫六六五「命令之部」同年月日条には「代官方」への別記もある。
- (50) 松平文庫八六六より弘化二年五月二五日「町元締共より御達書写」。
- (51) 松平文庫八六六より弘化二年五月札所奉行・目付より「演説之覚」。
- (52) 「福井城下扶持人姓名書上」(『福井市史資料編7 近世五町方』、福井市、二〇〇二)。及び松平文庫八六六より「弘化二己巳内用達共厳啓」。
- (53) 松平文庫八六六より(弘化二年)「三云茲商御答被仰付候手続荒増」。
- (54) 松平文庫八六六より「弘化巳并午年/馬喰町御拝借一件」。
- (55) 松平文庫六六五「命令之部」弘化二年一〇月五日条。なお「増励」は、福井藩領内では一八世紀後半以降、困窮村の「成立」をはかるべく実施された冬期や夜なべの仕事で、一九世紀前半、村の特産物生産などを利用してかなり各地で盛んであった。拙稿「福井藩後期における農村復興策について」(『福井県史研究』第2号、福井県、一九八五)参照。
- (56) 前掲注34『越前松平家譜慶永2』弘化三年二月一日条。
- (57) 『松平春嶽全集』第三卷(松平春嶽全集編纂刊行会、原書房、一九七三(復刻原本)は一九四二年刊)。
- (58) 前掲注57より「政暇日記」弘化三年閏五月六日〜同月二一日条。
- (59) 前掲注57より「政暇日記」弘化三年一〇月一四日条。
- (60) 前掲注57より「政暇日記」弘化三年一月六日条。
- (61) 松平文庫八六六より「弘化三年丙午十一月一七日伺、同月廿二日発表之写」。
- (62) 福井県立歴史博物館蔵。
- (63) 『福井市史資料編5 近世三』(福井市、一九九〇)三一―三三四。
- (64) 前掲注48松平文庫八四九より「弘化四丁巳年御家老内状」。
- (65) 松平文庫八六六より「弘化四未年三月/過札停廢帳」。
- (66) 前掲注34『越前松平家譜慶永2』弘化四年十一月一六日条。
- (67) 松平文庫八六六より弘化四年「主意書」。
- (68) 松平文庫八六六より「弘化五戊申正月十二日御国許江内飛脚を以申越札所停廢一件内帳写」。
- (69) 松平文庫八六六より(嘉永元年五月)「御札所主法之大意・追加」。
- (70) 前掲注48松平文庫八四九より嘉永元年一〇月一日「勝手掛り天方孫八口上書」。
- (71) 前掲注48松平文庫八四九より「嘉永二年酉年二月一七日支配頭へ御頼一件」。
- (72) 松平文庫八六六より嘉永三年三月「天方孫八意見書」。
- (73) 松平文庫八六六より「嘉永四年亥三月御札所より御料本保村陣屋へ懸合且御届書写(再規定書)」。
- (74) 前掲注5、六〇三ページ、表10。
- (75) 前掲注5、五九七及び六〇五ページ。